

スコアリングを巡る 法的問題

2020年

2月7日 金

18:00～20:00

弁護士会館17階1701会議室 参加費無料／申込不要

近年、人工知能（AI）を用いた貸付（AIレンディング）サービスが拡大しており、これに対応した割賦販売法改正が予定されているとともに、決済法制の一元化等でも論点になりつつあります。AIレンディングの背景には個人に対する信用スコアリングが存在しますが、貸金等の金融サービスのみならず、一般的なスコアリングサービスも提供されつつあり、今般では、内定辞退率の提供が社会問題化したことは記憶に新しいところです。

また、中国に目を向ければ、スコアリングが社会のあらゆる場面に浸透しており、一つの社会のあり方として参照され得ます。

本シンポジウムでは、基調報告において、スコアリングビジネスの実情を踏まえた上で、憲法・実体法上の検討を加え、パネルディスカッションにおいて、中国のスコアリング問題についての有識者、割賦販売法改正の検討に携わった弁護士を加えて、多面的な議論を行います。ぜひ奮ってご参加ください。

プログラム

基調報告

- ① 事業者におけるスコアリングの現状(仮)
(調整中)
- ② スコアリングの憲法問題
山本 龍彦 氏 (慶應義塾大学法務研究科教授)
- ③ スコアリングの法的問題
板倉 陽一郎 (第二東京弁護士会／消費者問題対策委員会副委員長)



パネルディスカッション

■パネリスト

山本 龍彦 氏

高口 康太 氏 (ジャーナリスト・『幸福な監視国家・中国』(NHK出版新書、2019年)共著者)

池本 誠司 (埼玉弁護士会／消費者問題対策委員会委員)

板倉 陽一郎

■コーディネーター

土井 裕明 (滋賀弁護士会／消費者問題対策委員会委員)

問い合わせ先

日本弁護士連合会

人権第二課

TEL 03-3580-9910

<http://www.nichibenren.or.jp/>